

I T E R 計画等の実施に係わる諸協定及び独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案について

平成19年3月6日

原子力委員会

1. 本委員会は、本日、I T E R 計画及び核融合の将来への幅広いアプローチ（以下「幅広いアプローチ」という。）の実施に係わる諸協定の締結について国会の承認を求めると及び独立行政法人日本原子力研究開発機構法（以下「原子力機構法」という。）の一部を改正する法律案を国会に提出することが閣議決定されたとの報告を受けました。
2. 本委員会は、平成17年11月に「第三段階核融合研究開発基本計画における今後の核融合研究開発の推進方策について」を委員会決定し、核融合エネルギーの早期実現を目指して、トカマク型原型炉に向けた技術基盤を形成するために、実験炉I T E R による開発研究等の研究開発を推進する等の方策を定めました。
3. I T E R 計画及び幅広いアプローチの実施に係わる諸協定の締結により、I T E R 計画への我が国の参加及び幅広いアプローチの実施が正式に決定し、さらに原子力機構法の一部改正により、これまでI T E R 計画において国際的にも中心的役割を担ってきた独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）が、I T E R 計画及び幅広いアプローチに貢献できる内外における法的枠組みが整うことは適切と考えます。
4. I T E R 計画は多数極の国際協力の下にI T E R 機構を実施主体として行われるものですから、計画を遂行するにあたっては今後様々な課題を解決していかなければならないと予想されますが、原子力機構はI T E R 協定上の国内機関及び幅広いアプローチ協定上の実施機関として、計画が着実に遂行されるように力を尽くし、前述の研究開発を前進させていくことが期待されます。当委員会としても適宜に計画の進捗状況を聴取し、必要に応じて意見を述べることにします。

ITER計画及び幅広いアプローチに係わる諸協定
イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定
イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の特権及び免除に関する協定
核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定

(参考1)

ITER計画に関する最近の主な経緯

平成18年6月28日	ITER建設地が欧州(フランス・カダラッシュ)に決定。日欧協力による日本での幅広いアプローチの実施が決定。
平成18年11月7日	ITER機構長予定者に池田要駐クロアチア大使(当時)が決定。
平成18年5月24日	ITER協定案仮署名
平成18年11月21日	ITER協定署名、ITER協定の暫定運用
平成18年11月22日	幅広いアプローチ協定案仮署名
平成19年2月5日	幅広いアプローチ協定署名

(参考2)

「第三段階核融合研究開発基本計画における今後の核融合研究開発の推進方策について」(平成17年原子力委員会決定)の概要
(ITER協定上の国内機関及び幅広いアプローチ協定上の実施機関に関連する事項)

1. ITER計画

国際協力で進められるITER計画を我が国の実験炉計画と位置付けて研究開発を進めるにあたって、国際合意に基づく実施体制と国内の支援体制を確立する。ITER計画の実施主体であるITER機構の参加極として、ITERを通して我が国の実験炉計画の技術目標を実現することになる。

- (1) ITERの建設期においては、機器の物納・人員の派遣を通してITER建設に貢献するとともにシステム統合技術の獲得を図る。
- (2) ITERの実験・運転期においては、最大限の成果が国内へ還元・蓄積されるよう国内研究者の参加の機会を確保するような体制を適切に整備する。
- (3) 国際協力であるITER計画を成功に導くとともに、その成果を我が国の核融合研究開発に最大限に生かすために、国内の核融合研究と有機的に連携する体制を確立する。また、国内における研究成果がITER計画に適切に反映するようITERの運営に努めるとともに、大学等の研究者がITER計画に参加する仕組みを構築する。

2. 核融合の将来への幅広いアプローチ

欧州と共同して原型炉開発に向けた重要課題の解決に向けて、トカマク方式の炉心プラズマ・炉工学・理論・シミュレーション、原型炉の概念設計・要素技術開発を大学等、産業界との連携のもとに推進する。